

改正感染症法に基づく「医療措置協定」 締結に向けた事前調査について

令和5年6月

群馬県 感染症・がん疾病対策課 医療係

1. 医療措置協定の締結について
2. 医療措置協定締結に向けた事前調査について
3. 事前調査の調査項目及び回答方法について
 - ① 自宅療養者等に対する医療の提供
 - ② 個人防護具の備蓄

- 新型コロナへの対応においては、医療機関の皆様には医療提供体制の整備等に御尽力・御協力を賜り感謝申し上げます。
- 新型コロナへの対応を踏まえて、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され順次施行されることとなりました。
- 改正感染症法により、都道府県は予防計画の記載事項の充実を図るとともに、**都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。**

（令和6年4月1日から施行）

本調査は、予防計画の策定や医療措置協定の締結に向けて、

県内全ての医療機関の皆様にご回答をお願いするものですので、

御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

【協定締結の背景（課題）】

- 新型コロナウイルス発生時、感染症病床を有する**感染症指定医療機関**だけでは入院患者へ対応できず、**一般医療機関が通常医療を制限しながら病床を確保する必要**が生じた。
- 多数の感染症患者の受入を想定した入院調整、救急搬送、院内ゾーニングなどの具体的な訓練は行われていなかったため、**受け入れ体制の構築に時間を要した**。
- 感染拡大初期のコロナの特性が明らかでない時期から対応する医療機関と、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確でなく、**医療機関間の役割分担の調整が困難**な地域も見られた。
- 増大する入院患者の対応に医療人材（特に看護師）を外部の医療機関から確保することが必要な場合があったが、**都道府県を越えた医療人材の派遣スキームがなく、災害時医療のような広域支援が困難**であった。

【感染症法の改正概要】

- 前述の課題を踏まえて、都道府県は、**平時**に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、**感染症対応に係る医療措置協定**（自宅療養者への医療提供等の項目）を締結することとなりました。

【協定を締結した医療機関は、下記のとおり指定】

第一種協定指定医療機関：病床を確保する医療機関

第二種協定指定医療機関：発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関

訪問看護事業所を含みます。

- 協定を締結するに当たっては、医療機関の新型コロナ対応の実績も参考に、関係者間で**協議**を行い、各医療機関の機能や役割に応じた内容の**協定を締結**します。

➡ **各医療機関の状況を確認するため、事前協議（調査）を実施**します。

（医療機関の協定の締結等）

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容を含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する个人防护具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協議が調わないときは、医療法第七十二条第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1-4. 医療措置協定の締結について

【医療措置にかかる費用負担等】

厚生労働省において検討中の支援策

- ①協定締結医療機関の設置に要する費用補助（設備整備費）
- ②个人防护具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助
- ③新型コロナ対応時の病床確保料のような補助 等

 上記は検討中のため、決まり次第、速やかに情報提供を行います。

【調査内容】

- 新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法の規定に基づく協定の締結に向けて、**2項目（① 自宅療養者への医療の提供、② 個人防護具の備蓄）**にご回答ください。
- なお、新型コロナ対応において、様々な変化にその都度対応してきた実績を踏まえ、**新型コロナ対応での最大値の体制を目指す**こととしておりますので、貴医療機関の新型コロナ対応の実績（最大値の体制）を参考にご回答ください。
- 今後の協定締結を念頭に、現時点での見込数等についてご回答ください。

 **原則として、本回答に基づき協定を締結する予定です。**

ただし、協定締結にあたっては、**各医療機関と協定内容について事前に協議を予定しており、本回答によって協定の内容が確定するものではありません。**



3. 事前調査の調査項目及び回答方法について

【調査項目】

- ① 自宅療養者等に対する医療の提供
- ② 個人防護具の備蓄

【自宅療養者等への医療提供 調査項目】

① 自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降（発生公表後6ヶ月まで）に自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	訪問看護	(参考) 新型コロナ実績 訪問看護の対応実績がある場合は○
自宅療養者等への医療の提供の可否		
うち、自宅療養者対応		
うち、宿泊療養者対応		
うち、高齢者施設対応		
うち、障害者施設対応		

- ✓ 宿泊療養者への新型コロナ実績については、県対応のため記入不要です。
- ・ 自宅療養者等への医療提供の対応が全く不可の場合には、新型コロナ実績と対応不可理由を記載ください。

3-2. 個人防護具の備蓄

【個人防護具の備蓄 調査項目】

個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答ください。

項目	備蓄予定		参考回答 新興感染症発生・まん延時の施設 の消費量2ヶ月分（単位：枚）
	○か月分	○枚	
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

- ✓ 備蓄予定は、○か月、○枚いずれも回答ください。
- ✓ 備蓄量は医療機関の使用量2ヵ月分以上とすることを推奨します。
- ✓ 「2ヵ月」については、感染の波による需要の急増と、供給の途絶が同時に発生する場合に、需給が最も逼迫する期間として設定しています。
- ✓ 使用量2ヵ月分を定める場合、特定の感染の波における使用量での2ヵ月分ではなく、令和3～4年度の平均的な使用量で2ヵ月分を設定してください。

事前調査にかかる説明は以上となります。

改正感染症法に基づく新興感染症発生・まん延時の迅速かつ的確な医療提供体制の整備に向けて、本調査は診療科目問わず県内全ての医療機関に回答をお願いしております。

貴医療機関におかれましても、ご多用の中恐縮ですが、**回答期限（令和5年7月31日）**までに回答をいただきますようお願いいたします。

回答送付の際には、回答内容に漏れがないか（黄色セルが残っていないか）ご確認ください、調査票（Excelデータ）を下記宛先までメール送付願います。

ご不明点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先 感染症・がん疾病対策課 療養支援係
電話 027-226-2328
メール ryouyou-shien@pref.gunma.lg.jp

調査票等は県HPからもダウンロードできます。
<https://www.pref.gunma.jp/page/213867.html>

